



大津市公報

平成 29 年 3 月 15 日
号外 (第 9 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 9 大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則..... 1
- 10 大津市職員の健康管理及び安全衛生に関する規則の一部を改正する規則..... 1
- 11 大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則..... 2
- 12 大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則..... 2
- 13 大津市契約規則の一部を改正する規則..... 2
- 14 大津市旅館業法施行細則の一部を改正する規則..... 3
- 15 大津市興行場法施行細則の一部を改正する規則..... 3
- 16 大津市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則..... 3
- 17 大津市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則..... 4
- 18 大津市理容師法施行細則の一部を改正する規則..... 4
- 19 大津市美容師法施行細則の一部を改正する規則..... 5
- 20 大津市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則..... 5
- 21 大津市温泉法施行細則の一部を改正する規則..... 5
- 22 大津市生涯学習センター観覧料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則..... 6

訓 令

- 3 大津市文書取扱規程の一部改正..... 7

企業局管理規程

- 2 大津市ガス最終保障供給に関する規程..... 7
- 3 大津市水道事業給水条例施行規程の一部改正..... 7
- 4 大津市指定ガス工事店規程の一部改正..... 8

規 則

大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 3 月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第9号

大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

大津市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第1号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

地方独立行政法人市立大津市民病院

附 則

この規則は、地方独立行政法人市立大津市民病院の成立の日から施行する。

大津市職員の健康管理及び安全衛生に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 3 月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第10号

大津市職員の健康管理及び安全衛生に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の健康管理及び安全衛生に関する規則（昭和50年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「40人」を「24人」に改め、同条第3項第4号中「健康管理医」の次に「のうちから市長が指名する者」を加える。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 3 月 15 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第11号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 項の表高等技能訓練促進費等の項中「高等技能訓練促進費等」を「高等職業訓練促進給付金等」に、「高等技能訓練促進費を」を「高等職業訓練促進給付金を」に、「入学支援修了一時金」を「高等職業訓練修了支援給付金」に改め、同項の次に次のように加える。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金	ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格に資するものとして市長が認める講座を修了した場合等に給付金を支給することにより、ひとり親家庭の経済的自立を促進すること。
-----------------------------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 3 月 15 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第12号

大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則（平成元年規則第37号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 号の表その他の部展示パネルの項の次に次のように加える。

液晶プロジェクター	1 台	880	
移動式スクリーン	1 台	160	100 インチ

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 3 月 15 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第13号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則（昭和40年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第24条第 1 項第 6 号中「工事の請負契約において、請負人」を「契約の相手方」に改め、同項第 9 号中「その他」の次に「総合評価一般競争入札若しくは」を加える。

第24条の 2 を次のように改める。

（契約保証金の納付）

第24条の 2 前条の契約保証金は、現金により納付しなければならない。ただし、施行令第167条の16第 2 項において準用する施行令第167条の 7 第 2 項の規定により次の各号（工事請負契約を締結する場合にあっては、第 1 号を除く。）に掲げる担保を提供してこれに代えようとする場合は、この限りでない。

第 6 条各号に掲げるもの

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証

市長が確実と認める金融機関の保証

2 前項ただし書の場合(同項第1号に掲げる担保を提供しようとする場合に限る。)における当該担保の価格は、その額面金額とする。

第29条、第37条第1項、様式第7号、様式第10号から様式第12号まで、様式第14号、様式第17号及び様式第17号の2中「年2.8パーセント」を「年2.7パーセント」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

大津市旅館業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第14号

大津市旅館業法施行細則の一部を改正する規則

大津市旅館業法施行細則(平成21年規則第29号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第5条第1項中「市長」の次に「(その権限が保健所長に委任されている場合にあつては、保健所長)」を加える。

様式第1号中「大津市長」を「大津市保健所長」に改め、「」を削り、注第4項を削る。

様式第2号中「大津市長」を「大津市保健所長」に改め、「」を削る。

様式第3号中「大津市長」を「大津市保健所長」に改め、「」を削り、注第3項を削る。

様式第4号中「(あて先) 大津市長」を「(宛先) 大津市保健所長」に改め、「」を削り、同様式注第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同様式注第4項を削る。

様式第5号中「(あて先) 大津市長」を「(宛先) 大津市保健所長」に改め、「」を削り、注第4項を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

大津市興行場法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第15号

大津市興行場法施行細則の一部を改正する規則

大津市興行場法施行細則(平成21年規則第30号)の一部を次のように改正する。

第2条中「市長に」を「市長(その権限が保健所長に委任されている場合にあつては、保健所長。以下同じ。)」に改める。

第4条第1号中「及び許可書の写し」を削り、同条第2号を削り、同条第3号中「許可書」を「営業許可証」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

様式第1号中「(あて先) 大津市長」を「(宛先) 大津市保健所長」に改め、「」を削り、注第4項を削る。

様式第2号及び様式第3号中「(あて先) 大津市長」を「(宛先) 大津市保健所長」に改める。

様式第4号中「(あて先) 大津市長」を「(宛先) 大津市保健所長」に改め、同様式注第3項第1号中「及び許可書の写し」を削り、同項第2号を削り、同項第3号中「許可書」を「営業許可証」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

大津市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第16号

大津市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大津市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(平成21年規則第31号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「市長」の次に「(その権限が保健所長に委任されている場合にあっては、保健所長。以下同じ。)」を加える。

様式第 1 号から様式第 3 号までの規定中 「(あて先) 大津市長」 を 「(宛先) 大津市保健所長」 に改める。

様式第 4 号中 「(あて先) 大津市長」 を 「(宛先) 大津市保健所長」 に改め、「 」を削り、注第 3 項を削る。

様式第 5 号中 「(あて先) 大津市長」 を 「(宛先) 大津市保健所長」 に、「申請者」を「届出者」に改める。

様式第 6 号中 「(あて先) 大津市長」 を 「(宛先) 大津市保健所長」 に、「申請者」を「届出者」に改め、同様式注に次の 1 項を加える。

3 添付書類 登録証明書

様式第 7 号中 「(あて先) 大津市長」 を 「(宛先) 大津市保健所長」 に改め、「 」を削り、同様式注第 3 項を次のように改める。

3 添付書類 登録証明書

様式第 8 号中 「(あて先) 大津市長」 を 「(宛先) 大津市保健所長」 に改め、「 」を削り、同様式注に次の 1 項を加える。

3 添付書類 登録証明書を破損し、又は汚損した場合は、当該登録証明書

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

大津市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 3 月 15 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第17号

大津市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

大津市公衆浴場法施行細則(平成21年規則第32号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「次に掲げる」を「変更内容を明らかにした」に改め、同項各号を削る。

第 5 条第 2 項中「、営業の全部又は一部の停止の場合にあっては許可書の写しを」を削り、「許可書を」、「営業許可証を」に改める。

様式第 1 号中 「(あて先) 大津市長」 を 「(宛先) 大津市保健所長」 に改め、「 」を削り、注第 4 項を削る。

様式第 2 号及び様式第 3 号中 「(あて先) 大津市長」 を 「(宛先) 大津市保健所長」 に改める。

様式第 4 号中 「(あて先) 大津市長」 を 「(宛先) 大津市保健所長」 に改め、同様式注第 3 項を次のように改める。

3 添付書類 変更内容を明らかにした書類

様式第 5 号中 「(あて先) 大津市長」 を 「(宛先) 大津市保健所長」 に改め、同様式注第 3 項を次のように改める。

3 添付書類 営業の廃止の場合は、営業許可証

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

大津市理容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 3 月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第18号

大津市理容師法施行細則の一部を改正する規則

大津市理容師法施行細則（平成21年規則第33号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「 」を削り、注第 4 項を削る。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

大津市美容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 3 月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第19号

大津市美容師法施行細則の一部を改正する規則

大津市美容師法施行細則（平成21年規則第34号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「 」を削り、注第 4 項を削る。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

大津市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 3 月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第20号

大津市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

大津市クリーニング業法施行細則（平成21年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「市長」の次に「（その権限が保健所長に委任されている場合にあっては、保健所長。以下同じ。）」を加える。

様式第 1 号及び様式第 2 号中 「（あて先）
大津市長」 を 「（宛先）
大津市保健所長」 に改め、「 」を削り、注第 3 項を削る。

様式第 3 号から様式第 5 号までの規定中 「（あて先）
大津市長」 を 「（宛先）
大津市保健所長」 に改める。

様式第 6 号中「大津市長」を「大津市保健所長」に改める。

様式第 7 号中 「（あて先）
大津市長」 を 「（宛先）
大津市保健所長」 に改める。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

大津市温泉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 3 月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第21号

大津市温泉法施行細則の一部を改正する規則

大津市温泉法施行細則（平成21年規則第36号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「市長」の次に「（その権限が保健所長に委任されている場合にあっては、保健所長。以下同じ。）」を加える。

様式第 1 号中 「（あて先）
大津市長」 を 「（宛先）
大津市保健所長」 に改め、「 」を削り、注第 4 項を削る。

様式第 2 号中 「（あて先）
大津市長」 を 「（宛先）
大津市保健所長」 に改める。

様式第 3 号中 「(あて先) 大津市長」 を 「(宛先) 大津市保健所長」 に改め、「 」を削り、

合併又は分割の予定日	年 月 日	を
承 継 の 理 由		

合併又は分割の予定日	年 月 日	に改める。
------------	-------	-------

様式第 4 号中 「(あて先) 大津市長」 を 「(宛先) 大津市保健所長」 に改め、「 」を削り、注第 3 項を削る。

様式第 5 号中 「(あて先) 大津市長」 を 「(宛先) 大津市保健所長」 に改め、同様式注第 2 項中「申請者」を「届出者」に改める。

様式第 6 号中 「(あて先) 大津市長」 を 「(宛先) 大津市保健所長」 に改め、

変更 (廃止) 年月日		を
変更 (廃止) の理由		

変更 (廃止) 年月日	年 月 日	に改める。
---------------	-------	-------

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

大津市生涯学習センター観覧料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年 3 月 15 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第22号

大津市生涯学習センター観覧料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

大津市生涯学習センター観覧料の徴収等に関する規則 (平成 4 年規則第10号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「小学校 () の次に「義務教育学校の前期課程、」を、「中学校 () の次に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市訓令第3号

大津市文書取扱規程(昭和32年訓令第15号)の一部を次のように改正する。

平成29年3月15日

大津市長 越 直 美

第9条第2項中「第10条」を「次条」に改める。

第10条第2項ただし書を削る。

第21条第1項を次のように改める。

文書を郵便により発送するときは、宛名を明記した封筒に文書を入れ、所定の郵便物発送依頼票を添えて、これを大津市役所内郵便局(市長が別に指定するものについては、総務課)に持ち込まなければならない。

第21条第2項中「総務課を経ず、主管課限りで郵便その他の方法による」を「同項に規定する方法以外の方法で」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年3月15日から施行する。ただし、第10条第2項ただし書を削る改正規定は、同年4月1日から施行する。

企 業 局 管 理 規 程**大津市企業局管理規程第2号**

大津市ガス最終保障供給に関する規程を次のように定める。

平成29年3月15日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

大津市ガス最終保障供給に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大津市ガス供給条例(昭和52年条例第34号)第25条第2項の規定に基づき、本市が行う最終保障供給(ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第5項に規定する最終保障供給をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(申込み)

第2条 最終保障供給を受けようとする者は、公営企業管理者に所定の様式による申込書を提出して、最終保障供給の契約の申込みを行わなければならない。

(契約の成立)

第3条 最終保障供給の契約は、前条の規定による申込み(以下「申込み」という。)を公営企業管理者が承諾した時に成立する。

(承諾の義務)

第4条 公営企業管理者は、申込みを受けたときは、次項に定める場合を除き、これを承諾しなければならない。

2 公営企業管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申込みの全部又は一部を承諾しないことができる。

法令の規定によりガス工作物に係る工事が制限されている等の本市の責めによらない理由によりガスの供給が不可能又は著しく困難なとき。

本市と締結した最終保障供給の契約又はガス事業法第14条第1項に規定する小売供給契約(過去に締結していたものを含む。)に係る料金について、期限を定めて支払を請求したにもかかわらず、当該期限までに支払がないとき。

3 公営企業管理者は、前項の規定により申込みの全部又は一部を承諾しないときは、遅滞なくその理由を当該申込みをした者に通知するものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、最終保障供給に関し必要な事項は、公営企業管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

大津市企業局管理規程第3号

大津市水道事業給水条例施行規程(昭和33年公営企業部管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

平成29年3月15日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第27条の2第1項に後段として次のように加え、同条第2項を削る。

この場合においては、条例第31条第1項の規定にかかわらず、当該超える部分については、基本料金を徴収しない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

大津市企業局管理規程第4号

大津市指定ガス工事店規程(平成19年企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

平成29年3月15日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第4条第1項第1号中「一般ガス事業」を「ガス小売事業及び一般ガス導管事業」に、「供給区域及び」を「供給区域並びに」に、「きたさない」を「来さない」に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。